療養中の経過報告書（コロナウイルス感染症用）

甲府市立新紺屋小学校

お子様は，学校感染症「コロナウイルス感染症」と診断されましたので，「学校保健安全法第 19 条」により出席停止となります。出席停止は児童の疾病の早期回復を図るとともに，他の児童への感染を防ぐための措置となります。出席停止は欠席日数に含まれませんので，医療機関の指導に従い，治療に専念し，御家庭で十分に身体を休めてください。

登校の際には，御家庭での療養中の様子を確認することで，流行の特徴を捉え，学校全体での指導に生かしたいと思いますので，この「療養中の経過報告書」を御家庭で御記入いただき，御提出いただけますようお願い致します。

年　　組 氏名

経過	月日・曜日	体　温		具体的な症状 ＊症状を○で囲んでください
		朝	夜	
発症日 0日	／（　）	℃	℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・関節痛・その他（　　）
1日	／（　）	℃	℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・関節痛・その他（　　）
2日	／（　）	℃	℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・関節痛・その他（　　）
3日	／（　）	℃	℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・関節痛・その他（　　）
4日	／（　）	℃	℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・関節痛・その他（　　）
5日	／（　）	℃	℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・関節痛・その他（　　）
6日	／（　）	℃	℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・関節痛・その他（　　）
7日	／（　）	℃	℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・関節痛・その他（　　）
8日	／（　）	℃	℃	発熱・頭痛・咽頭痛・咳・寒気・鼻水・関節痛・その他（　　）

出席停止期間：発症した後5日を経過し，かつ，症状が軽快した後1日を経過するまで

＊ 発症（発熱）した日を「0日」とカウントします。

＊「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し，セキなどが改善傾向に向かっていること。

＊出席停止後，発症から１０日を経過するまでは，マスク着用をお願いします。